

一般質問

九月定例会の一般質問は、十一日、十二日に行われました。この二日間で、十四名の議員が登壇し、市政全般について、二十一項目にわたり、質問を行いました。

筑紫地区における市町村合併問題について

藤井 俊雄 議員

問 先日の総務省担当官による市町村合併の説明会は、国の厳しい財政状況を見越して、自治体に対する最後通告であった。

市町村合併については、井上市長も必要性を認めながらも、議論もせず、進展のないままに時限立法の期限内成立には限界の時期が来たが、再度質問する。

答 筑紫地区における首長間での積極的な意向は現在のところない。首長間で協議する前に

議員が積極的に議会の中で取り組まれてはどうか。合併については、住民や議員の機運の高まりが重要であり、機運が高まり住民や議会からの調査研究要請があれば、研究を始めることにやぶさかではない。しかし、相手方市町の意向を無視した一方的な調査や研究は逆に反発を招きかねず慎重かつ細心の配慮が必要であり、軽々には答えられない。

中長期的財政状況の問題点、こういったものは議会に諮りながら、市政等抱えている問題点については明らかにしてまいりたいと思っている。

春日市の情報通信システムの現状と今後について

前田 俊雄 議員

問 国を挙げてIT化、高度情報通信化が進められており、当然本市においてもIT化が進められているはずである。そうした背景を踏まえ、本市における高度情報通信システムの現状と今後について市長にお尋ねしたい。

情報通信の系統は、住民基本

台帳ネットワークを含めいくつあるのか。それぞれの系統間の接続、分離はどのようになっているのか。

今後予定されている福岡県下自治体での行政ネットワークシステム(LGWAN)と既存システムとの接続、分離はどのようになっているのか。

IT化の進展に伴う市職員のスキルアップにはどう取り組んでいるのか。

答 現在、ホストコンピュータを主軸にした内部情報システムである基幹システム、インターネットなどの外部情報システムである情報システム、及び住民基本台帳ネットワークシステムの三系統の通信基盤を構築している。今後予定しているLGWANを加えると四系統になる。

基幹システム、情報システム、住基システムの現行の三系統は物理的に独立、分離している。基幹系、住基システムとは物理的に分離、独立させるが、情報系とは物理的には接続させ、プログラムで分離させる。



本庁情報政策課にあるO.A研修室

修に加え、福岡県市町村職員研修所のO.A研修への派遣など、積極的に取り組んでいる。

地方自治を守る市長の決意を

村山 正美 議員

問 今年度の地方財政計画に基づく積算によって、春日市が見込んでいた地方交付税の収入が一億七千万円も減少している。国は、地方交付税法に違反して

地方に借金を負わせたり、本来使

途を限定していない地方交付税の一定割合を国に強制された借金の返済に充てさせるなど法に違反している。国の押付けの自治体合併は地方交付税削減が目的であり、また地方の財源確立のためという三位一体論も大企業が要求している都市の再開発事業の財源作りで地方を切り捨て、大都市に資金を集中することになる。

今、市長に求められるのは、無駄な開発事業の中止と必要な事業でも最大の節約、そして国の地方自治破壊を跳ね返すことである。

答 長引く景気の低迷から地方交付税の原資となる国税の税収が落ち込み、財政が危機的状況にあり、平成十三年度から臨時財政対策債という地方に借金をさせる制度に切りかえられている。

本来、地方交付税は財政力の弱い自治体の一般サービスを補うためのものだが、本来の地方交付税の趣旨とは外れた運用の状況になっていると考える点はある。よって、本来の趣旨に戻していくために、いろんな形でこれから主張してまいりたい。

また、地方公共団体の固有財源である地方交付税の改革は、本市を含む地方自治体の財政運営の根幹となるので、地方が自立運営できるよう、全国市長会等を通じ強く要望していく考えである。

国民のプライバシーを 侵害する住基ネットは 離脱・選択制に

ながの 長能 文代 議員

問 八月二十五日から住基ネットが本格稼働したが、全国民の個人情報を一元管理するシステムは、情報の漏洩や不当使用などの危険性がある。ネットからの離脱を検討すべきだ。また、個人の選択制も認めるべきではないか。

答 総務省の通達に基づき、ネットからの離脱・選択制の採用は違法だと判断している。このシステムは、ファイヤーウォールと専用回線網及び操作者用ICカードによって起動するアプリケーション等によって守られており、問題なく稼働している。不正防止や個人情報保護を尊重した



住基ネットの安全管理が求められた

セキユリティー対策に配慮して進めてまいりたいので、御理解をお願いしたい。

高齢者の高額医療費の償還がおくれていることについては、真摯に受けとめている。六月議会に答弁した償還予定日からもおくれていることについて、大変申しわけないと思つている。ソフトの稼働を検証し償還作業にかかる予定なのでお待ちいただきたい。

大災害時の人命救助のため 自衛隊のヘリ離着陸訓練を 実施しては

ふるかわ 古川 詳翁 議員

問 阪神淡路大震災では自衛隊の出動要請がおくれたため被害が拡大したとも言われている。改正「春日市地域防災計画」の検

証を兼ねて実施された十二年度春日市総合防災訓練では、一地方都市ではまれな陸・空自衛隊、同病院を初め関係各機関の参加を得た大規模なものです。大規模災害において最大の救援能力を有する自衛隊と行政の連携は極めて重要である。自衛隊で行つておられる図上訓練等を活用してはいかがでしょうか。情報収集能力、調整能力、通信能力、管理能力向上に役立ちます。災害時の人命救助に最も力を発揮するヘリコプター離着陸訓練が必要だ。機能別訓練としても実施すべきと思うがどうか。

答 平成十二年度に、市で初めての総合防災訓練を実施いたしました。この訓練で、市職員を初め、各関係機関並びに市民の皆さんに、地域防災計画を周知し、意識の向上に役立たせることがで



きたと思つております。

そこで自衛隊と行政とが連携しての各種訓練の必要性は、重々理解しておりますが、今後は、自主防災組織を中心とした訓練を実施する方針を固め、昨年と今年、地区の自主防災組織を中心とした訓練を実施したところでございます。次に、ヘリコプターによる救出訓練等につきましては、行政がまずやらなければならないこと、それは自主防災組織の立ち上げを念頭に置いており、この動きを見ながら判断していきたい。

集中豪雨による 水害対策について

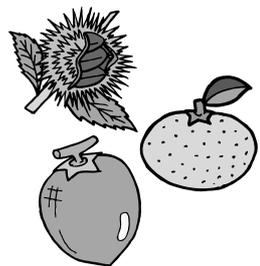
ふるかわ 古川 詳翁 議員

横の諸岡川の河川改修を川底を下げる方法で早急に行つてはどうか。御笠川流域市長でつくる協議会の課題と動向は。

答 主な被害は、床上・床下二箇所。午前三時に災害初動対策室を、さらに災害対策本部を午前四時三十分に設置し被災地の確認と応急処置を行った。雨水幹線の整備拡充を重点的に行つてきた。当時の床上・床下浸水約二百九十件が、今回六十五件であったことは効果と考えている。各自治

会単位の自主防災組織を立ち上げ、訓練も中学校単位で行つていく。現在九六％に達している。集中豪雨を念頭に置いた計画が不可欠と考えている。ため池、既存公共施設等を検討していく。当面川底を下げる方法が一番適切と考えている。御笠川改修の早期完成を県に要請し各自治体が流出抑制の遊水施設等を検討する。

問 七月十九日に集中豪雨による水害が多数発生した。九十九年の水害発生以来取り組んだ雨水幹線・側溝整備などで、被害は最小限にとどめられた反面新たな被害も発生し、対策は未完成である。被害状況とそのときの対応は。九十九年の水害からこれまでに取つた対策とその効果について。今後の対策について、市民への防災意識の啓発を。雨水幹線の整備率はいくらか。雨水幹線整備計画の見直しをするべきではないか。公共用地を利用した調整池を市内に早急につくつてはどうか。日の出ふれあい公園



春日運動広場の利用形態と今後の整備計画について

岩切 いわきり 幹嘉 みのよし 議員

問 この敷地はもともと小学校の建設予定地として確保されているが、今のところ教育財産として管理され、この広い更地のスペースを市民サービス活用の一環として、いろんなスポーツ団体や民間の方々に開放しているという。

このスペースがスポーツ施設でも公園という位置づけでもないためそれに伴う条例規則がないことである。さらには円滑に充実させ、事故防止という観点から、

どういった形態で市民に開放しているのか。

今後スポーツ施設としての整備計画はあるのか、もしくは別の目的用途を考えているのか。

答 地域自治会等の行事の優先利用を前提にしつつ、青少年育成の観点から、スポーツ少年団所属の硬式野球チームやサッカーチーム等を中心に、スポーツ課への申請手続により貸し出しを行っている。利用時間は、土曜日・日曜日については大会等で利用しており、平日については一チーム週二回を限度としている。二区画のうち上段は午後八時まで、下段は午後七時まで利用できる。利用料金は、スポーツ少年団等青少年育成団体の場合は全額免除としている。ここ当分の間は春日運動広場として、地域や子供たちの利用に供するための空地の状態を維持していきたいと考えており、今後の整備計画についてはいましばらく時間をいただきたい。

地域密着型の道路整備・通学路の整備及び愛称道路の活用について

金堂 かなどう 清之 きのゆき 議員

問 地域密着型の道路整備・通学路の整備について、白水ヶ丘地区と天神山地区とを結ぶ都市計画道路中原・池ノ内線の未整

備部分のルート上にまずは、地域密着型の歩行者専用通学路の整備が早急が必要であると痛感するが、その後の具体的検討の進捗状況は、教育委員会として、天神山小学校の通学路整備計画案を提出していると思う、その内容は、道路の愛称名について、ほとんどの市民が知らないのではないかと、その原因は何か。道路整備の計画段階、設計段階から沿線住民の意見を聞く組織体制づくりが必要では。サイン計画推進事業で設置したサインが見えにくい。見えるサイン表示に改善すべき、表示漏れ等含め再調査の上設置を。

答 重要性を踏まえ検討を続けるが、用地買収等の問題や都市計画道路としての事業認可の必要性などの課題があり、財政的にも難しいと考えている。地元自治会等の要望を踏まえながら、



あんどん通り(原町3丁目付近)

実現に向け関係課に対し重ねて通学路整備の要請を行ってきた。毎年多くの市民の移動もあり、認知度はいま一つと認識している。今後も市報等を活用して、市民に道路愛称を広くお知らせするよう努めていく。計画段階から市民の意見を十分に取り入れ、市民が管理に参加できるような親しみのある道路づくりを検討していく。表示が色あせており、大きさを見直すとともに取替えを検討している。色彩等については市民がどう感じているかをまず把握したい。

水害を起こさない街づくりを

村山 むらやま 正美 まさみ 議員

問 四年前の六月水害の教訓を受け私は平成十一年の九月議会で、一時間最大五十二ミリメートルの降雨を前提にした雨水排水計画が立てられた当時と比べ農地は七八%、ため池は二二%、山林は六%減少している事実を明らかにし、今回の水害は天災だけではなく、被災者支援と学校や公園の地下を利用した遊水池を作るべきと提案した。

平成十一年度から雨水対策に思い切った投資が行われ大きく改善したが、新たな場所での被害の発生が起きている。日の出ふれあい公園下流の慢性的水害の発生と

新たな被害発生場所の改善とともに、二十年も前から私など何人も建設委員が主張してきた遊水池の建設に取り組むべきだ。

答 新たな被害箇所の原因分析と対策については、各関係機関からの研究指導等により、本市に適合する手法を検討してまいり、現段階で本市がでることほはもちろん実施する。

公共施設の地下を利用した遊水池の建設には膨大な費用がかかることから、まず雨水幹線の整備を重点的に取り組んできたが、下流域への雨水の流入流出を少しでも抑制するために遊水池を確保することは必須である。現在のため池をそのために活用することも含め、今後、あらゆる点から検討し、抜本的な雨水排水計画の見直しと遊水池の方策を見出していきたい。



小倉第1雨水幹線(昇町7丁目付近)



春日運動広場(平台5丁目)



市 営 住 宅

市営住宅入居資格 見直しについて

古賀 恭子 議員

問 市営住宅は住宅困窮者に安

い家賃で健康で文化的な生活を
提供するためのものはずなのに、
入居希望者よりも住宅が不足
の状態が現状である。そのため、
入居の確実性は薄いが、入居順を
抽選で決めている。しかも一年間
でその効力は無くなる。順位が決
まっても入居できるつもりで住民票・
所得証明等を提出し、待ちに待っ
ても順位は回ってこない。また次
年度の入居順のための抽選に今度
こそと望む方々を見てきた。この
ような期待を持たせる方法より入
居が確実に決定して、連帯保証人

の手続きと一緒にいいのではない
か。手続きの見直しは考えられな
いのか。このように絶対数が不足
している市営住宅の確保に、空き
家の借り上げなどで努力願いたい。

答 入居資格審査の事務につい
ては、それぞれ持っている性
格が異なっており、例えば資格審
査においては、入居基準に該当す
るか否かの審査を行うための必要
な書類であり、連帯保証人の書類
については、入居決定時に徴収し
ているものである。

現在、市営住宅は特に飽和状態
が続いており、このため、退去者
が出た際に、待機者が一日も早く
入居できるよう配慮するためには、
事前に事務処理を完了しておくこ
とが必要ではないかと考えている。
したがって、入居資格審査の時
期の変更については、現在のところ
考えてはいない。

白水池地区内の 環境問題について

谷 成之 議員

問 十年近く前より白水池地区
内で、それに隣接している白
水ヶ丘地区の土木業K工業の砂じ
ん・騒音が問題になっており、近
隣からの苦情や陳情書によって行
政側に対応が求められてきた。一
度は騒音調査並びにその他の調査
を実施され、白水池自治会長や地

域住民にその調査報告がなされた
ということだが、その調査内容と
その後の経緯をお聞かせ願いたい。
また今後、早急な、地域への対
応を求めるとともに、土木業K工
業へどのような行政指導を実施さ
れていけるのかお聞かせ願いた
い。

答 騒音調査は平成十二年八月
に三日間、紛じんの測定は同
時期に一月間実施した。その結
果、騒音は基準値内であったが、
降下ばいじんについては他の調査
地点よりも高い数値が出ていた。

しかし、降下ばいじんに関して
法制度による規制基準がなく、市
としては法的手段に訴えることが
出来ないのが現状である。
この事実が平成十一年に持ち上
がって以来、県と合同で再三、作
業現場に赴き、事業者に対する指



導を行っている。また、周辺住民
の代表者宅で議論を重ね、対策も
練ってきた。今後も周辺住民の
方々と一緒にパトロールをし、被
害の状況を記録し、この問題解決
に向けて対応していかねければな
らないという考え方である。

アレルギー疾患対策 について

野口 明美 議員

問 我が国では一千三百万人が
花粉症に悩み、かゆくてたま
らないアトピー性皮膚炎や気管支
ぜんそく、食べ物で激しいショッ
ク症状を起こす子供など、今や国
民の三人に一人は何らかのアレ
ルギー疾患を持つと言われている。
アレルギー疾患対策は研究段階
から一歩進み、患者の皆さんに正
確な情報を提供し、適切な診断を
行う地域づくりが急がれている。

アレルギー疾患の本市の実態を
どこまで把握しているのか。
本市としてどう対応、対策して
いるのか現状を尋ねる。

市民の皆さんの不安にこたえる
相談体制また医療体制のさらなる
充実を強く要望する。

答 全体的な実態は把握して
いないが、乳幼児検診におけ
るアトピー性皮膚炎などの皮膚疾
患は、平成十四年度の四カ月児健
康診査では、四・一%の乳幼児が

皮膚炎だった。

乳幼児検診や育児相談でアレ
ルギー疾患を把握した場合は、医
師の指導に基づき、管理栄養士や
保健師が離乳食の進め方やスキ
ンケアの方法及び環境改善などを指
導している。成人については基本
健康診査の結果説明時に相談に応
じている。今年度から、アレルギー
疾患を持つ乳幼児の母親を対象
に、アレルギー栄養教室を年一回
開催している。また、育児不安解
消のため十月に、国立南福岡病院
の小児科医師による、子どものア
レルギーについての講演会を行う。



資源の再利用について

古賀 恭子 議員

問

可燃ごみの中で紙ごみが占める割合は高く、全国的に事業系の紙ごみが問題になっていて紙ごみ禁止の自治体も出てきた。いずれ春日市も福岡市から紙ごみ搬入禁止を言われるときが来るに違いない。次の項目について尋ねる。役所が排出する機密保持を必要とする文書処理システムとその経費について、その他の公共施設が排出する文書の取り扱いについて、再生トレットペーパーに愛称を公募してオリジナル商品を市民啓発商品として販売をしては資源回収未実施団体や、企業へ

答

の資源回収に関する啓発と、回収に不適當な古紙の区別と理解の指導について、審議会委員等への配布資料を、使用済みの後に回収する紙ごみ回収ルートを作っては。庁舎内へシユレッダーの機械を持ち込み、職員立ち会いの上で裁断処理され、業者へ引き取らせている。平成十四年度の排出量は十七トンで、処理費用は七十五万六千九百七十一円である。本庁と同様の管理システムとなっており、廃棄物の処分についても本庁と同様の処理を行っている。



細かく裁断され再資源化される公文書

リサイクルを促進するために、古紙の再資源化利用について、経費等の問題を研究していく考えである。春日市生活環境組合連合会や、子ども会育成会連絡協議会を通じて、古紙等の集団回収の啓発をしている。集団回収に出せないものについては、市報等で広報していく。処理方法に基づき、各所管で責任を持ってルールを定めて対処していく考えである。

来年の夏休みにNHKの巡回ラジオ体操を春日市に誘致しては

古川 詳翁 議員

問

日本人の平均寿命の延びとともに、拡大する膨大な高齢者医療費が大きな社会問題となっています。これに対し高齢者自身



も健康志向に関心をもち、健康食品・健康飲料やジョギング・ウォーキングなどの適度の健康運動が広まっておりすばらしいことです。公園等で年中ラジオ体操を続けている人たちをどう思うか。ラジオ体操の効果についてはどうか。春日市内の小学校児童の夏休み期間中のラジオ体操の実施状況とその出席率はどうか。また、これは規則正しい早起きの習慣、参加する大人のコミュニケーションづくりにも役立つと思うかどうか。

来年の夏休みにNHKの巡回ラジオ体操を春日市に誘致してはどうか。

答

ラジオ体操は、身体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえらるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充実や、楽しさ、喜びをもたらす、心身の両面にわたる健康の保

持、増進に役立つものであると考えております。また近年、生涯スポーツの中で、ラジオ体操が人気のおよびです。小学校児童のラジオ体操実施状況は、市内四十三子ども会育成会のうち二十八子ども会育成会が実施しており、夏休みの最初と最後の二週間が多いようです。巡回ラジオ体操の誘致につきましては、市民のニーズ、選定基準さらには、経費や成果等についても、今後検討してまいりますので、来年誘致ということはい

即答を控えさせていただきます。

特別養護老人ホームの待機者の現状とその対策は

岩切 幹嘉 議員

問

人口十万八千人を超える本市において介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が一つしかなく定員も五十人である。大野城市は百八十人、太宰府市は二カ所で二百十人、筑紫野市は三カ所で二百人となっている。近隣地域での収容規模の格差が余りにもありすぎるのではないかと。そこでお尋ねする。

「かがの郷」が設置されるとき、どうしてせめて定員百人以上の規模にできなかったのか。実際どれくらいの待機者がいるのか、その実態と現状。在宅介護のあり方も含め今後

の取り組みについて。

答

当初の整備計画では、特別養護老人ホーム百床、ショートステイ二十人、デイサービスセンター二十三人以上として県に設置申請をしていたが、補助制度との絡みで、県は新規設置に関しては五十床しか認可しておらず、要望する百床は認められなかった。本市内の一施設の待機状況は二百十九人。しかし、待機者は複数の施設に申し込みを行うため、その実態把握は難しいものがある。いずれにしても、多くの方が待機されている現状がある。

本市の実情に沿うよう、引き続き国・県に対し特別養護老人ホーム「かがの郷」の五十床増床を要望していくとともに、施設と住宅の中間施設であるグループホームなどの対応を検討していく。



介護老人福祉施設「かがの郷」(塚原台3丁目)



母子家庭の

自立支援について

吉村 敦子 議員

問 昨今、厳しい経済情勢下、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれていることに加え、今年四月に施行された改正児童扶養手当法により、支給開始から一定期間を経た場合などに手当が一部減額される措置が導入されたことなどから、これまで以上に就業確保が求められている状況があります。このため二〇〇八年三月末までの時限立法ではあるが「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」が施行されました。

春日市としても、総合的な母子家庭支援策の柱として、積極的な取り組みを要望するとともに、ぜひ母子自立支援員の配置をお願いいたします。

答 国は、母子家庭に対する自立支援を行うため、法の改正を行い、母子家庭の母の雇用安定及び就職の促進を図るための給付事業を初め、母子家庭の母の就労に向け、補助事業制度を創設しております。本市におきましても、

より効果的で有効な施策であることとを念頭に置き、自立支援教育訓練給付金等の三事業、つまり自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、常用雇用転換奨励金事業について研究検討を重ねております。また、保育所入所にしましては母子家庭の方は、母子及び寡婦福祉法に基づき、優先的に取り扱っており、次に市営住宅入居についても、春日市営住宅条例により、母子家庭について配慮しているところでございます。

乳幼児医療費助成の

拡充について

野口 明美 議員

問 少子高齢化社会における子育て支援の一環として、乳

幼児の健やかな成長と保護者の医療費負担減を図るため、平成十五年四月一日から入院時における医



県からの補助率は、三十分の十七である。平成十六年からの拡大分は、十五年度は、医療費一カ月分なので約八十二万円になる見込みである。市長会を通じての要望は、十月三日の県市長会において提案している。国としては、乳幼児医療費の自己負担を本年四月に三割から二割へと軽減しているの

青少年育成について

松尾 嘉三 議員

問 近年、凶悪犯罪の低年齢化が叫ばれ、法整備されたが、またもや全国民を驚愕させる事件が起こってしまった。いま市民の皆さんが、その原因究明を、青少年育成活動において必死で見つけようとしてきている。その善意なる活動に、助成等を考慮していただけないか。今後の中高生教育の方針をどのようにお考えか。地域での中高生のコミュニケーション不足が問題視されているが、都市化が進む今の春日市には、そのコミュニケーションを形成できる場さえないのではないか。近隣の公園には、キャッチボールすらで

きない看板の表示、遊戯施設といつても、小さな子供が遊ぶものはかりだが、中高生のための公園整備を考慮できないか。

答 今日の厳しい財政状況の中では、新しい助成金制度の創設や拡大などによる財政支援のあり方について十分検討していく必要があると考える。しばらく検討の時間をおかりしたい。仲間と結びつきや人とのかわりの中で生きていることがつづかめ、そこに自分の役割があり、生きる楽しさや充実感が実感できる、子供たちみずからが主人公となる環境を整備することは大切であり、所管とも連携しながら、中高生世代を意識した事業の拡大に努めてまいりたい。地域にある街区公園については、地区において自主管理を行っていただき、多くの人が有効に公園を利用できるように調整を図っていただこうと地区の皆さん方に呼びかけている。



青少年にも親しめる公園整備が求められた(天神の木公園)

学校司書の勤務形態の充実について

ながの 長能 文代 議員

問 本年四月から司書教諭の配置が義務づけられ、学校図書館の充実が図られることになったが、専任ではなくクラス担任との兼任になっているため、学校司書の役割がこれまで以上に重要になっている。国や県に対して、学校司書の制度化を要求するとともに嘱託職員から正規職員としての配置に切り替えるべきだと思いがどうか。全校一斉にできないのであれば、計画的に順次正職員としての配置を進めるとともに、現在週三日になっている勤務形態を週五日にするなどの充実を図るべき

だと思いがどうか。また、任用期間についても、一年契約であっても本人や学校の希望があれば、三年は継続して同じ学校に勤務できるようにすべきではないか。

答 学校司書は、児童生徒の学校図書館利用を促進するために大変重要な役割を担っている。学校内における位置づけを明確にする意味でも、県費負担教職員と同様に基準内定数として配置するよう国、県に対し要望を続けていきたい。正職員としての配置は、ありがたい御提案だが司書教諭との連携を進める中で方策を模索したい。勤務日数の増については、全員を変更するには財政的に困難だが、読書活動に力を入れていく学校については、週五日の配置等充実について工夫を重ねたい。

任用期間については、一年契約だが、実態としては、学校司書は優秀な方が多いため、ほとんどのケースで三年間継続雇用となっております。

(仮称)第十二小学校建設について

たけすえ 武末 哲治 議員

問 (仮称)第十二小学校は、春日西小及び春日小の過大規模化を解消するため、用地を下白水南の寺田池と決定し、平成十七年開校を予定していたものであ

る。しかしながら、九月一日に用地交渉を進めていた池の地権者である下白水財産組合より、寺田池の譲渡申し入れを拒否する回答が市長あてに届いていることについて次の点をお尋ねする。



過大規模校となっている春日西小学校

地権者との交渉内容と経緯。回答に対しての見解と対応。新たな学校用地はごうするか。寺田池以外の用地を選定した場合財政的にはどうか。平成十七年開校に間に合つか。

答 それぞれの各項目ごとに明示された事項については、必要な時期に必要な内容について、その都度関係職員が地元に出向き、誠意を持って関係者と、一年半近く交渉に当たってきた。これまで時間をかけて、その必要性や緊急性等を説明申し上げており、承諾をいただけたものと信じていた。

教育委員会と、その対応について慎重に協議を進めていきたいと考えている。問題の大きさ、内容の重要さなどから問題の整理をしかねており、いまだ検討に至っていない。新たな学校用地が決まっていけないので回答は差し控えておきたい。このたびの回答をいただきたいことにより、当然、平成十七年四月開校は難しい状況にあると判断する。

新学習指導要領におけるはじめての規定について

また 俊雄 議員

問 旧学習指導要領においてのはじめての規定は、上限の趣旨であったが、新学習指導要領においてははじめての規定は、下限の趣旨で、習熟度に応じてそれ以上の指導が出来るかと私は認識している。そうした場合、平成十五年八月七日付で、中央教育審議会初等中等教育分科会教育部会より、「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(審議の中間まとめ)」が報告され、その内容の中で、「学習指導要領の基準性やはじめの規定の趣旨についての周知が不十分であるため、適切な指導がなされていないところも見受けられる」との記述があり、本市教育委員会においてはどのよう

に認識し取り組まれているのか。教育長にお尋ねしたい。新学習指導要領における規定の趣旨については、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示すべきものである学習指導要領の性格から見ても、議員同様私も、基礎・基本の定着を図るための指導の最低基準、いわば下限規定ととらえている。そこで、学校に対しても、新学習指導要領は最低基準であるという趣旨の徹底を図ってきた。したがって、一人一人の学習状況に応じた指導を展開する場面では、規定を超えた内容を指導することも当然必要になる。事実、市内の小中学校においては、選択学習や個別学習の場面において、児童生徒の学習状況に応じながら、規定を超えた内容の指導が行われている。



教育長にお尋ねしたい。新学習指導要領における規定の趣旨については、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示すべきものである学習指導要領の性格から見ても、議員同様私も、基礎・基本の定着を図るための指導の最低基準、いわば下限規定ととらえている。そこで、学校に対しても、新学習指導要領は最低基準であるという趣旨の徹底を図ってきた。したがって、一人一人の学習状況に応じた指導を展開する場面では、規定を超えた内容を指導することも当然必要になる。事実、市内の小中学校においては、選択学習や個別学習の場面において、児童生徒の学習状況に応じながら、規定を超えた内容の指導が行われている。